次に掲げる規則をここに公布する。

1　気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

2　気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

3　気仙沼市職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則

4　気仙沼市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

5　気仙沼市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

令和7年9月30日

気仙沼市長

気仙沼市規則第28号

気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

気仙沼市面瀬地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（令和７年気仙沼市条例第20号）の施行期日は，令和７年10月６日とする。